

# 新宿区石綿分析調査実施基準

## 1 目的

この基準は、石綿障害予防規則第3条第4項及び大気汚染防止法施行規則第16条の5第2項に掲げる分析調査を実施するにあたり、必要な事項を定める。

## 2 分析技術者

- (1) 受注者は分析技術者を定め、調査前に書面により監督員に提出する。また、同技術者を変更したときも同様とする。
  - (2) 分析技術者は、次の①から⑥のいずれかを満たす者とする。
    - ① 厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者
    - ② 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
    - ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
    - ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
    - ⑤ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
    - ⑥ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者
- ※分析調査を実施する者は、厚生労働省告示第277号第2条第3号に掲げる方法のうち、実技講習を修了した方法による分析のみを実施することができるので、受注者は分析調査を実施する者が分析方法に対応した実技講習を修了していることを確認する。

## 3 調査計画書の作成

受注者は、あらかじめ調査の実施に必要な作業及び調査計画書を監督員へ提出する。受注者は調査計画書に変更が生じた場合には監督員と協議し、変更した調査計画書を提出する。監督員が特に指示した場合は、更に細部の調査計画書を提出する。

調査計画書には、次の事項について記載又は添付する。

- (1) 工程表及び調査位置を記載した平面図
- (2) 調査方法及び補修方法について
- (3) 使用調査機器一覧表
- (4) 作業員名簿
- (5) その他、監督員が指示するもの

## 4 分析調査内容

厚生労働省・環境省の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（以下、「石綿マニュアル」という。）に基づく石綿分析調査を実施する。検体採取及び分析の実施にあたっては、日本産業規格（JIS）A 1481規格群に基づき、厚生労働省の「石綿則に基づく事前

調査の「アスベスト分析マニュアル」（以下、「分析マニュアル」という。）に留意して行う。

#### (1) 検体採取

JIS A 1481 規格群及び以下の事項に基づき、検体を採取する。詳細については、石綿マニュアルの「付録 I 事前調査の方法」及び分析マニュアル「1.7. 分析調査の試料採取」を参照する。

- ① 採取の日程については、契約後速やかに監督員及び施設管理者と協議を行う。
- ② 採取にあたっては、JIS A 1481-1 に基づいて行う。  
なお、石綿マニュアルに基づき、建材ごとに最低 3 検体採取し、混合せずに分析技術者へ渡し、それぞれ 1 検体として分析を行う。また、外壁等、複数の層（仕上塗材、上塗材、下地調整材、主材 等）から形成される層状材料について調査する場合は、原則、層別に判定ができるよう全ての層から採取する。  
ただし、契約時にあらかじめ指定がある場合は、建材ごとに 2 検体以下の採取及び分析を行うこととする。また、同様に指定がある場合は、JIS A 1481-2 に基づく方法により、建材ごとに 3 箇所から試料を採取及び混合して 1 検体を作成し、分析を行うこととする。
- ③ 採取にあたり、採取箇所を湿潤化する。
- ④ 検体採取後は、飛散防止処理等を施し、採取痕が目立たぬよう必要に応じて簡易補修を行う。簡易補修の方法については、監督員と協議の上決定する。
- ⑤ JIS の規定に基づく採取が困難な場合には、監督員と協議を行う。
- ⑥ 採取にあたり、作業性を考慮し、同一仕上材で採取場所を変更する場合、監督員と協議を行った上、採取場所の変更を行うことができる。

#### (2) 検体採取の留意事項

以下の留意事項のほか、分析マニュアル「1.8. 資料採取における注意事項」を参照する。

- ① 検体採取に使用する装置や器具、容器の洗浄、調整、準備、取扱い及び保管にあたっては、汚染防止に万全を期する。
- ② 現場の状況がわかるように写真を撮る。以下の状況が確認できる写真を、採取箇所ごとに撮影すること。  
ア 採取前  
イ 湿潤化  
ウ 採取中  
エ 採取後（採取箇所・袋詰した検体）  
オ 補修後

#### (3) 分析及び判定

石綿含有率の測定手法は、以下のとおりとし、詳細は石綿マニュアル「付録 I 事前調査の方法」及び分析マニュアル「第 2 章～第 8 章」を参照する。

- ① 定性分析  
JIS A 1481-1  
石綿マニュアルに基づき、建材ごとに 3 箇所以上で採取した検体を、それぞれ 1 検体として 3 検体以上の分析を行い、それぞれ判定する。また、層状材料を分析する場合は層別に判定する。  
ただし、契約時にあらかじめ指定がある場合は、JIS A 1481-2 に基づく方法により、建材ごとに 1 検体以上の分析を行うこととする。
- ② 定量分析  
契約時にあらかじめ指定がある場合を除き、定性分析の結果に関わらず、原則、定量分析は行わないものとする。
- ③ 石綿含有の判定  
定性分析方法で含有があり、定量分析方法でその重量の 0.1 % を超えて含有している材料を含有していると判定する。

#### (4) 分析結果の速報

受注者は、検体採取後、調査報告書の提出に先んじて、石綿含有の有無について分析結果の速報を行う。なお、速報は検体採取から原則 14 日以内に行うこととし、14 日を超える場合はあらかじめ監督員へ報告する。

(5) 調査報告書

- ① 受注者は、業務が完了したときに、遅滞なく調査報告書を速やかに監督員に提出する。
- ② A4 版とし、2 部提出する。様式は分析マニュアル「参考資料 石綿障害予防規則第 3 条第 5 項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書 様式」とする。
- ③ 記載事項は、②の様式による結果報告書の他、以下の内容を添付又は記載する。
  - ア 採取箇所位置図
  - イ (2)②による撮影写真
  - ウ 採取後の補修方法（写真への補記でも可）
- ④ 電子データで作成した調査報告書は、電子媒体にて提出する。
- ⑤ 委託者に各種データを提出する場合は、専用のソフトウェア等でマルウェアがないことを確認する。なお、CD-R で提出の場合は、以下の項目を盤面（表面）に記載する。
  - ア 委託件名
  - イ 何枚目／総枚数
  - ウ 作成年月日
  - エ 受託者名
  - オ 使用したセキュリティソフト名
  - カ パターンファイル名又は定義（更新）年月日
  - キ チェックの年月日

附 則（令和 4 年 3 月 1 日付 3 新総施営第 811 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 27 日付 5 新総施営第 384 号）

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 11 日付 5 新総施営第 715 号）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。